

日本共産党の内藤隆司です。通告に従いまして大綱4点について質問をさせていただきます。

1. 放射性廃棄物の「処理」について

最初に、放射性廃棄物の「処理」について伺います。

知事は昨年11月、市町村長会議を開催し、県として8000ベクレル以下の放射性廃棄物について、一般ゴミとともに県内いっせいに焼却し、管理型最終処分場に埋めるという方針を示しました。しかし12月の市町村長会議では、一部の反対により、当面は焼却以外の方法を検討するということになり、今年1月には、焼却以外の方法として、堆肥化、すきこみ、林地還元による処理についての説明会を行ないました。

①まず、焼却処理の安全性について伺います。専門家も含めて様々な論争がおこなわれていますが、バグフィルターで99.9%除去されるという主張にはさまざまな異論が出されています。科学的に万全な安全性が担保されているとは言えません。そういう状況で試験焼却をおこなうことは、地域住民、県民を実験台に乗せるということであり、安全性を確認しながら慎重に実施するとは言っても、試験焼却そのものが住民犠牲を前提にしたものではないかと考えますが、ご見解を伺います。

②さらに、焼却灰を管理型処分場に廃棄することの危険性について伺います。震災後、いわゆる震災ガレキを焼却し管理型処分場に処分しました。当時の状況からやむをえないことであったと考えますが、環境省の資料によると、県内8カ所の処分場のうち6カ所の放流水から、放射性物質が検出されています。県外の処分場からも放射性物質が検出され、なかには30Bq/lを大きく超えるものもあります。現状でも放射性廃棄物が検出されているのに、放射性廃棄物の焼却灰をこれらの処分場に処分すればさらに高い濃度が検出されることが予想されます。この放流水は24時間常に放出されるものですから、濃度が低いなどといっても、排出される放射性廃棄物の総量はとんでもないものになります。大丈夫などとは到底言えない。現時点でも出ていることが問題だという認識をもっているのでしょうか。伺います。

③この測定データについて私は、県に説明を求めましたが、「環境省のデータだから説明できない」と言われました。焼却処理については、環境省のデータを鵜呑みにして安全性を強調していながら、極めて無責任な姿勢だと思いますが、見解を伺います。

④問題解決のためには、住民の納得と合意が不可欠ですが、知事は住民の納得と合意というものをどのように考えているのか伺います。知事は、市町村長会議を繰り返し開催していますが、市町村長会議で全部の市町村から同意が得られれば住民の納得と合意が得られたものと判断するのでしょうか。

焼却場や管理型処分場のある地元地域の住民は圧倒的に反対が多数です。地域をあげて反対決議や反対の意志を表明しているところも少なくありません。その立場はゆるぎないものであって、市町村長会議で焼却処理を決めたからといって、住民に押し付けることは到底できません。市町村長会議で、例え全員が焼却処理に賛成したとしても、住

民の納得と合意は得られておらず、焼却処理をすすめることはできないと考えますが、見解を伺います。

⑤なお、私はこの間開かれた市町村長会議に傍聴することを強く求めてきましたが、「会場にスペースがない」とか「決まったことだから」と、傍聴を認められませんでした。マスコミに公開している会議の傍聴を認めない合理的な理由は全くありません。県民の関心も高いこの問題での重要な会議の場を公開することを強く求め、見解を伺います。

⑥私は、問題解決のためには、「放射性物質を処理する」という考え方そのものを改める必要があると考えます。放射性物質は煮ても焼いてもなくならないからです。焼却という手段は、放射性物質の存在形態を稲わらや牧草という形から焼却灰と煙に変えるだけです。焼却によって「処理」されたわけではなく、放射性物質を含んだ焼却灰をどう「処理」するかという問題が残るわけです。堆肥化やすきこみという方法も、雨水にさらされる場所に放射性物質を置くことは、結局水に溶け込み放射性物質を放出することになります。セシウムは土に吸着されて排出されないという意見もありますが、管理型処分場から排出されている現実を見れば何の説得力もありません。ですから、放射性物質については「処理」ではなく、「保管」のあり方が問われるのだという発想に転換することが必要と考えるものですが見解を伺います。

⑦県は保管する場所がない、という言い訳を繰り返していますが、それは保管場所の確保を市町村まかせにしているからです。県が率先して県有地等を提供する、国や東電に土地を確保させるということをもっと真剣に、そして最優先に追及すべきと考えます。知事の見解を伺います。

2. 生活困窮者支援について

次に、生活困窮者支援について伺います。

昨年8月22日付「河北新報」の社説は衝撃的でした。「生活困窮者支援、先進自治体はここまでやる」という表題で、滋賀県野洲市の「くらし支えあい条例」を紹介し、それと正反対の対応に終始している例として宮城県の滞納者からの取り立て強化の問題をあげ、「生活困窮者を破たんに追い込んでいないか、検証も必要」と述べています。さらに、「被災自治体が今後採るべき方策は、宮城モデルか、それとも野洲市モデルか、よくよく吟味してほしい」と述べています。

①この問題の最初に、この「河北新報」の社説、宮城の滞納者からの取り立てが、「生活困窮者を破たんに追い込んでいないか、検証が必要」、そして「野洲市モデルが宮城モデルか」という指摘と危惧について、どう考えているのか、どう検討され対策がとられたのか、伺います。

②野洲市においては、滞納した税金は、「市民生活を支えるための財源」と位置づけています。そうであるからこそ、「市民生活を壊してまでは回収しない」という立場を明確にしています。この立場は、生活困窮者を破たんに追い込まないためには極めて重要と考えます。いかがでしょうか。

③また野洲市では、「滞納は生活状況のシグナル」「滞納を市民生活支援のキッカケにする」と位置づけています。問題の解決にあたっては弁護士や司法書士などの専門家や市役所各部署の連携により総合的に支援するしくみになっています。

一方、宮城県の滞納整理機構の対応は、最初からいくら払えるのか、借金してでも払えという対応になっているのではないのでしょうか。滞納者の生活を支援するという姿勢そのものが全くない対応になっています。「生活困窮者を破たんし追い込む」という指摘ももっともと言わなければなりません。野洲市にならい、滞納者が自立して生活できるように援助するという立場にたって、県の対応を改めるよう強く求めます。

④税滞納者の対応にあたって最も大切なことは、相手との信頼関係を築くことです。「相談にいったらひどい目にあつた」というのでは、相談に来るわけがありません。

野洲市では、「あなたの暮らしをサポートします。聞かせてください、その悩み、話してください、その思い」がスローガンになっています。宮城県の場合は、どうでしょうか。「ストップ滞納!」「滞納は許しません!」です。まるで、犯罪者のような扱いではないのでしょうか。滞納者からすれば近寄りやすい雰囲気です。この点でも、野洲市を見習う必要があると考えますがいかがでしょうか。

⑤生活困窮者支援法により、自立相談支援事業がおこなわれています。私は、税の滞納者に対して滞納克服と自立支援を同時におこなうためには、この自立相談支援事業との連携が必要だと思えます。現状では、それぞれが別々に対応しており、連携が全くとれていないし、取らなければならないという意識もないと思えます。野洲市では一人の生活困窮者の自立を支援するために、各部署が関わりをもち協力しながら対応しています。私は、少なくとも、自立相談支援事業との連携が必要だと思えますが、お考えをお聞かせください。

3. 上工下水一体官民連携運営の問題について

次に、上工下水一体官民連携運営の問題について伺います。

県は2月9日、第1回上工下水官民一体連携運営検討会を開催しました。マスコミもいっぱい来ておりましたが、私も片隅で傍聴させていただきました。知事は、冒頭のあいさつの中で、民の力を最大限に生かすため非公開で「懇話会」をおこなってきた結果、「検討会」の開催になったという経過を説明し、「民間がやりやすいように、スピード感をもって」取り組むことを強調しました。内閣府大臣補佐官の福田隆之氏は「行政が企業のために何をできるかを考えるべき」と話しました。会議の参加者は内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省から大臣審議官などの幹部が出席。さらに、日本を代表する大企業の代表が顔をそろえていました。この「検討会」は、民間大企業の利益が優先されるのだという感想を強く持ちました。

「検討会」は、企業局が管理する大崎広域水道、仙南仙塩広域水道、工業用水、さらに下水道事業まで視野に入れて、所有権を県が有したまま民間業者に当該施設の運営を委ねるコンセッション方式と呼ばれるPFIの導入・推進を目的としたものです。

PFIは「民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる」とされ、

各地で導入がすすめられてきました。しかし、PFI施設における事故や経営破たんが起り、契約解除という事態になった例も生まれている現実をみれば、PFIによって公共サービスが効率的で効果的になったとは言えないことは明らかです。

①このことは、公立＝高コスト、非効率、民間＝低コスト、効率的という神話が崩壊していることを示すものに他なりません。それなのに、なぜ今、崩壊した神話にしがみつきPFI事業を導入しようとするのでしょうか。伺います。

②そもそも水道事業は、安全で安心な水を安定的に、できるだけ安価に住民に提供することが第一義的に優先されなければなりません。一方企業は、利益をあげることが目的です。事業の目的が根本的に違います。公共性の高い公営事業を民間に委ねるということ自体に矛盾があります。

昨年11月の厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会の報告書では「民間業者が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法については、総括原価主義とするとともに、総括原価に法人税や配当金などを含めることができることを明確にすべきである」としています。住民が支払う料金のなかに企業の利益が含まれるということです。このように企業の利益が優先されるのがPFIの本質です。「みやぎ型管理運営方式」といっても、その本質は変えることはできないのではないのでしょうか。

宮城県の「基本的な考え方」の中でも「民の力を最大限に活用するために、発注方式、契約の形態、リスク分担等において、可能な限り担い手となる事業者に配慮」と明記されています。先ほど紹介した知事や内閣府大臣補佐官の発言と通じるものがあります。

民の力を利用するつもりが、逆に利用され、民の利益のために、県民が犠牲になるという事態が生まれることを危惧するものですが、この危惧は全く杞憂と考えるのか、それとも現実的に危険があると考えなのか、見解を伺います。

③県の資料によると、上工下水一体官民連携運営によって30年間で最大360億円のコスト削減ができると説明しています。年間1～2割の経費削減ができることを前提にした話ですが、これは机上の空論に過ぎません。お伺いしますが、「1～2割削減」の具体的な根拠はどこにあるのでしょうか。

④2月補正予算に「民間資金等活用事業調査費補助金」を活用し、コンセッション方式の導入について、コスト削減効果の算出などをおこなう導入可能性検討調査、そして資産資料の精査や財務状況の分析をおこなうデューディリジェンス調査をおこなう経費が計上されています。その調査は、コンサル会社に委託することです。公営企業の管理運営を民間企業に委ねるかどうかを検討するのに必要な調査を民間企業に委ねることです。これでは、文字通り、何もかも民間へ丸投げということではないですか。

「公営事業の役割りを果たす」という観点から、コンセッション方式の導入にあたって、県が主体的に検討し判断する機会はどこにあるのか、具体的に、明確にお答えください。

⑤県では「市町村への展開」として、この事業に市町村を巻き込もうとしていることは重大です。第1回検討会には、関係する自治体の担当者も参加していましたが、「見えないリスクがあるのではないか」という不安の声も出されています。検討にあたっては、

市町村の声をしっかり反映させること、市町村の自主性を尊重し強制しないことを強く求めます。見解をお聞かせください。

⑥次に、地域経済への悪影響という角度から伺います。水道事業は、維持管理のための工事や物資の調達を地元の業者に発注することで、県経済を下支えしているという役割もあります。しかし、中央の大資本が管理運営に関与するコンセッション事業が導入されれば、地元の業者への直接発注が大幅に減少するという心配が生まれます。県外企業への一括発注によるコスト削減がコンセッション事業にとっての効率性ですから、「中央の大手企業系列会社に仕事を独占される」という危惧も当然だと思います。地域経済への影響についてのお考えをお聞かせください。

4. 宮城県の地域経済の現状と「地域再生」にむけたとりくみについて

次に宮城県の地域経済の現状と「地域再生」にむけたとりくみについて、伺います。

(1) 地域経済の状態をトータルに把握し、産業振興を図るためには、地域を支える「強み」となっている産業はどこか、「弱み」となっている産業はどこかを明らかにすることが大切です。そのために、産業連関表を分析することが有効と考えます。

宮城県の平成 23 年の産業連関表を見ますと、県際収支について 1 次産業がマイナス 592 億円、2 次産業がマイナス 1 兆 792 億円、3 次産業がマイナス 7212 億円です。

県際収支は、県と県の間での財やサービスなどの取引における収入、支出の関係を示すもので、国際間の収支を示す国際収支、企業の収支を示す経営収支、家庭の収支を示す家計収支に対応するもので、いわば宮城県の家計収支というべきものです。

県際収支の黒字部門は維持・拡大に努め、赤字部門は赤字を縮小し少しでも収支のバランスをとることが、産業政策の基本とされています。

平成 23 年と言えば、大震災の年であり、県際収支にも大きな影響があったと思いますが、平成 17 年の県際収支でも、1 次産業がマイナス 486 億円、2 次産業マイナス 2998 億円、3 次産業マイナス 1489 億円で合計 4972 億円のマイナスです。大震災の影響がとりわけ 2 次産業、3 次産業で大きかったことを表していますが、2 次、3 次、1 次の順でマイナスが大きいという傾向は同じです。

①細かく分析すれば様々な問題を指摘できると思いますが、私が今日ここで指摘したいのは、本来、本県にとっての「強み」であるべき 1 次産業が「強み」としての効果を発揮できていないという点です。この指摘について、同意していただけるかどうか。伺います。

②本県経済をみると、農林水産業の特化度は 1.52 と高く、コメを中心とした国内の食料供給基地としての性格も有しています。しかし、それでいながら農林水産業の自給率は全国平均を下回っています。したがって、まず、農林水産業の自給率を引き上げ、地産地消のとりくみを強化することが必要だと思います。いかがでしょうか。

③地産地消の効果としては、産業クラスターの形成が指摘されています。農産物や水産物を利用して、2 次、3 次産業への展開をはかることです。生まれた製品を県外に移出することで県際収支の改善と産業振興につなげるという方向です。この方向性についてのお考えをお聞かせください。

④その方向をすすめるためには、地域にある産業や企業など今ある地域の力を支援し、伸ばすことが大事だと考えます。農業においては、地域の農業を支えている小規模・家族経営の農家も担い手と位置づけた対策が求められていると考えます。この点についてのご意見を伺います。

(2) 実は、こうした方向性で地域経済の好循環の成果をあげはじめているのが高知県です。スローガンは「地産外商」です。高知県の「地産外商」戦略のポイントは3つあります。

一つは、言うまでもなく地産を強化することです。農林水産業それぞれに対して「地産」を強化する対策があります。農業分野では、農産物の高付加価値化と収量のアップの取り組みを重視しています。さらに「ものづくり」に関する相談の中から、食品加工などの付加価値を生み出す機械の製造などをサポートしています。例えば、「農家からショウガの洗浄機を開発してほしい」という相談により、県内の業者が洗浄機を開発し生産者の悩みを解決しています。また、「県内で緑茶をパウダーにしてくれるところはないか」との相談には、その技術をもっている業者を紹介することで「緑茶大福」「緑茶カステラ」という人気商品の開発につながっています。このようにして開発された機械には県外からも注文があり、県経済の発展に大きく寄与しているということです。

2つ目は、外商の推進です。8人の外商コーディネーターを東京、大阪、名古屋の事務所配置し、県産品の売り込みをおこなっています。

3つ目は、人材の確保です。農業分野では、県立の「農業担い手育成センター」で研修やアグリ合宿などおこない、全国から新規就農者を受け入れ後継者対策をすすめています。新規就農者数は平成18年度の115人から平成27年度には269人に増えています。

高知県の取り組みの概略を大まかにお話ししましたが、高知県の取り組みは、県が「産業振興計画」に沿って、イニシアチブをとってすすめていることに大きな特徴があると思います。紹介した取り組みは県産業振興センターを中心におこなっていますが、この組織は、県中小企業公社などを土台にしてつくられた組織で、中心を担っている幹部の多くが県の職員です。ここには、県が主体となりつつ、文字通り官民一体で地域再生をはかる取り組みがあると思います。

①こうした高知県の取り組みから、見習うべきところ、参考になるところは、ないのでしょうか伺います。

②また、地域経済の再生をめざすという点での県のイニシアチブを強く感じるのですが、この点では、宮城も遜色ないと、言えるでしょうか、お伺いします。

③さらに、高知県のとりくみで教訓的と思うのは、県内7地域それぞれの具体的な振興対策を地域アクションプランとして実行していること。加えて、PDCAサイクルに基づいて県推進本部、地域本部、地域アクションプラン実行委員会が定期的に点検し、県民参加のもとでフォローアップしていることです。この点も見習うべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。